

会 議 結 果 等

会 議 名 称	第 151 回 加古川市開発審査会
開 催 日 時	令和 7 年 6 月 20 日（金） 15 時
開 催 場 所	加古川市庁舎新館 7 階 建設部・都市計画部会議室
出 席 者	<p>&lt;委員&gt; 安枝 英俊、堀江 保充、工藤 和美、小西 美和子、辻本 浩司</p> <p>&lt;幹事&gt; 都市計画課長、建築指導課長</p> <p>&lt;事務局&gt; まちづくり指導課職員</p>
会 議 次 第	<p>議 案</p> <p>(1-1) 都市計画法第 43 条許可について（事前審査） 区域区分日前の住宅で事前に取り壊された敷地を分割し新築する住宅（基準 9）</p> <p>(1-2) 都市計画法第 43 条許可について（事前審査） 区域区分日前の住宅で事前に取り壊された敷地を分割し新築する住宅（基準 9）</p> <p>(2) 都市計画法第 43 条許可について（事前審査） 市街化調整区域に長期に存する建築物の用途変更（基準 14）</p> <p>(3) 都市計画法第 43 条許可について（報告） 市街化調整区域に長期に存する事業所の改善（基準 13）</p> <p>(4) 都市計画法第 34 条第 12 号について（報告） 田園まちづくり制度「特別指定区域指定変更」（上西条地区、里地区）</p>
審 議 内 容	<p>(1-1) 区域区分日前の住宅で事前に取り壊された敷地を分割し新築する住宅について、案のとおり承認された。</p> <p>(1-2) 区域区分日前の住宅で事前に取り壊された敷地を分割し新築する住宅について、案のとおり承認された。</p> <p>(2) 市街化調整区域に長期に存する建築物の用途変更について、案のとおり承認された。</p> <p>(3) 市街化調整区域に長期に存する事業所の改善について、報告があった。</p> <p>(4) 上西条地区、里地区の特別指定区域指定変更について、報告があった。</p>